

こども計画

【令和7年度～令和11年度】



◇こども計画とは



「こども基本法」の基本理念である、全ての子ども・若者が心も体も幸せな状態（ウェルビーイング）な生き方を送ることができる社会の実現を目指し、国の制度や子育て世代等のニーズ調査の結果、市子ども・子育て会議の意見等を踏まえた、「会津若松市こども計画」を策定しました。

「こども計画」には、「子ども・若者計画」が新たに含まれたことから、若者※に対する支援などが新たな視点として加わっています。

※若者の範囲

- ・思春期（中学生からおおむね18歳）
- ・青年期（おおむね18歳～おおむね30歳未満）
- ・ポスト青年期（30歳～40歳未満）

◇計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、こども・若者を取り巻く社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

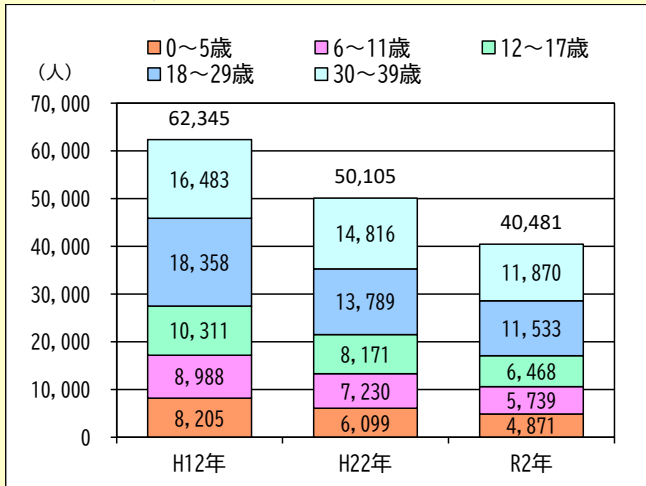
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期会津若松市 子ども・子育て支援事業計画					会津若松市こども計画				
					必要により適宜見直し				見直し

◇会津若松市の概況

本市の人口等の動向や子育て世代、中高生からのニーズ調査の結果を踏まえて、今後の方向性を決定しました。

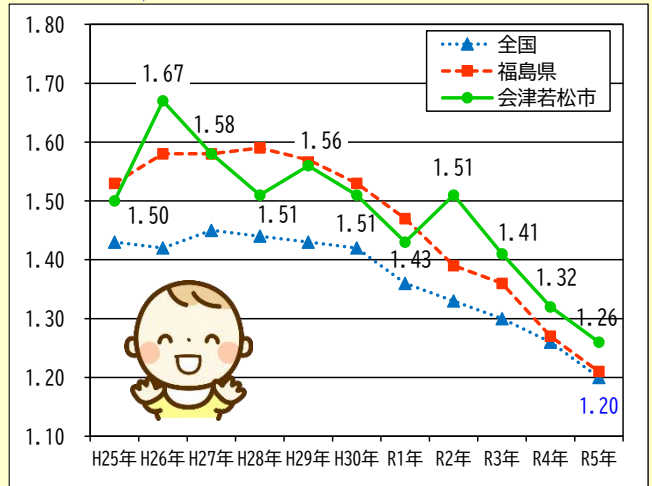
○こども・若者の人口減少対策は喫緊の課題

今後の方向性 → 基本施策 (14)



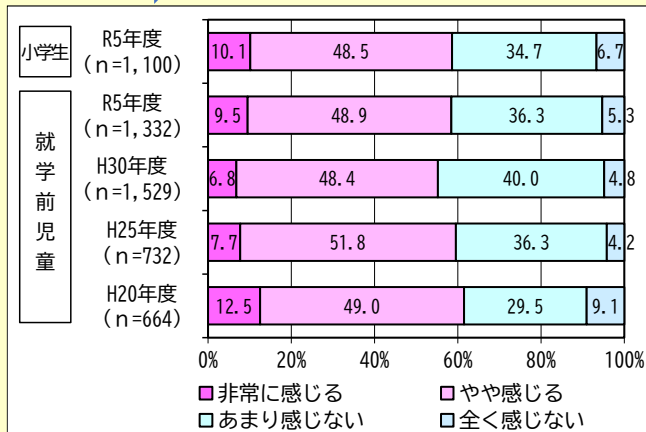
○合計特殊出生率の改善への取組が不可欠

今後の方向性 → 基本施策 (14)



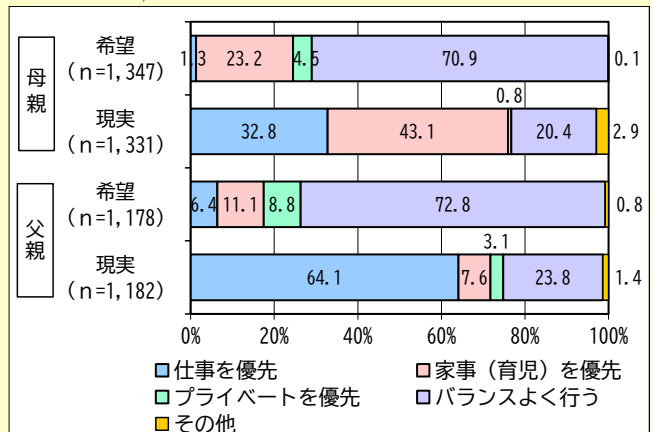
○子育てに関する不安感・負担感の解消が必要

今後の方向性 → 基本施策 (16)、(18)



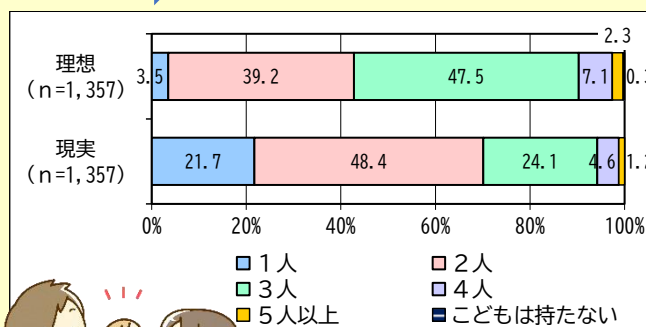
○ワークライフバランスの実現が望まれている

今後の方向性 → 基本施策 (17)



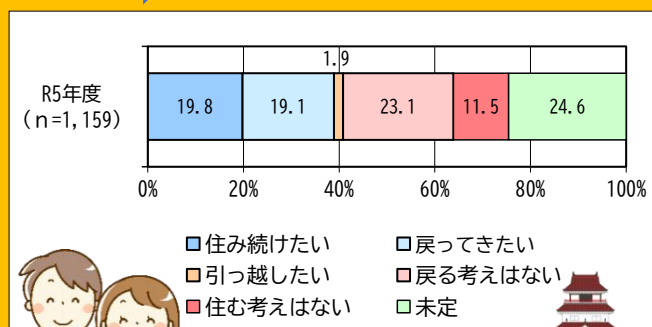
○理想のこどもの人数を持つための支援が必要

今後の方向性 → 基本施策 (16)、(18)



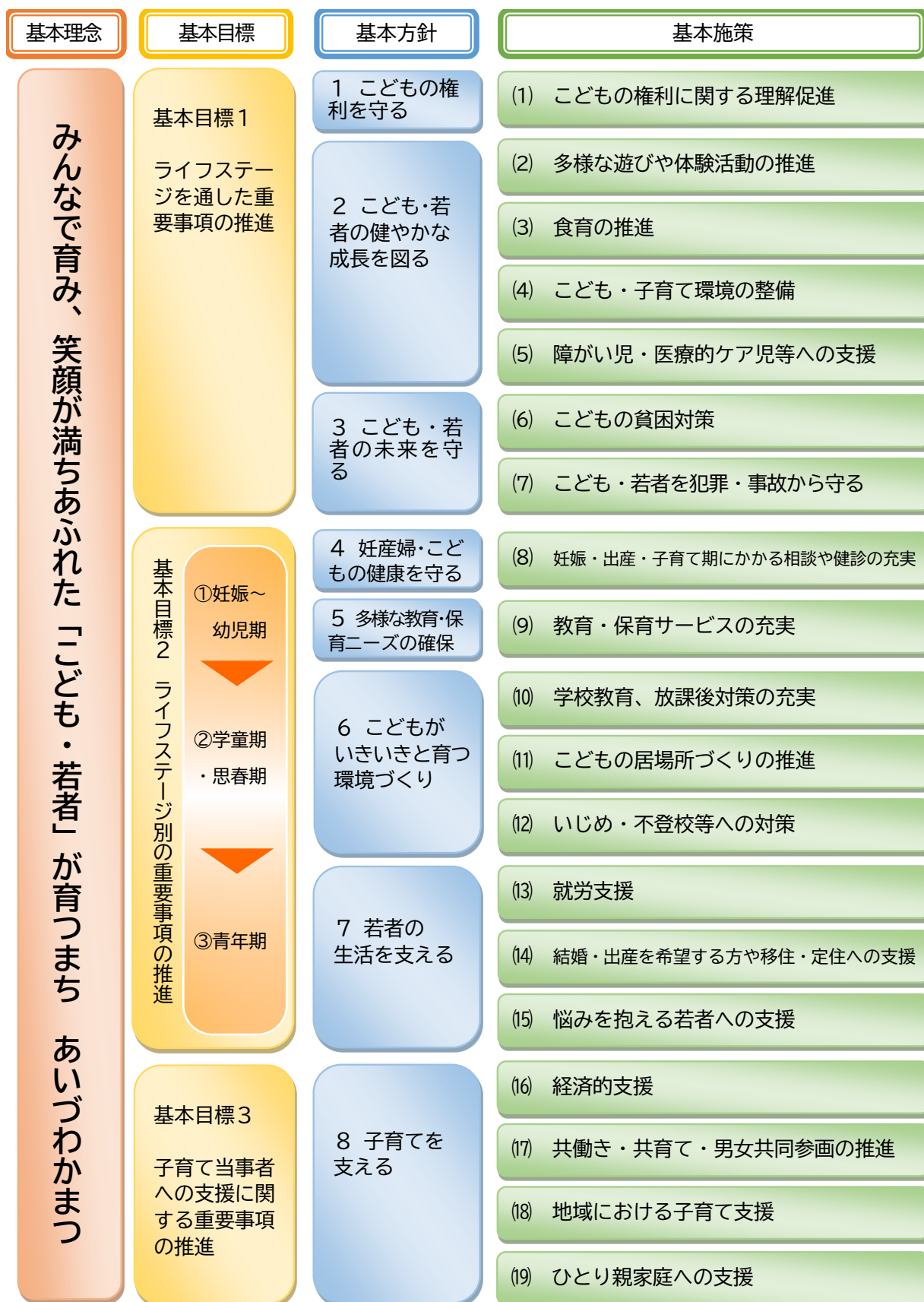
○若者が地域に愛着を持つための施策が必要

今後の方向性 → 基本施策 (2)、(13)



◇施策体系

基本理念の実現に向けて、次の基本目標・基本方針に沿いながら各施策を展開していきます。



☆☆☆基本目標1 ライフステージを通した重要事項の推進☆☆☆

1 こどもの権利を守る

(1) こどもの権利に関する理解促進

方針 全てのこどもの生命・生存・発達の保障に努めるとともに、こどもの年齢・発達に応じて意見表明の機会と社会的活動に参画する機会の確保を図ります。

主な事業
○要保護児童対策地域協議会
○スクール議会 他



2 こども・若者の健やかな成長を図る

(2) 多様な遊びや体験活動の推進

方針 地域への愛着を持ち、健やかで心豊かなこども・若者の育成を図ります。

主な事業
○地域とつながる教育支援事業 ○子どもまつりの開催
○各地区公民館事業 ○デジタル未来アート事業 他

(3) 食育の推進

方針 望ましい食習慣や生活習慣を身につけることができるよう、食育の推進に取り組みます。

主な事業
○年齢に応じた食育の推進 他



(4) こども・子育て環境の整備

方針 全てのこども・若者・子育て世代が暮らしやすい環境の整備に取り組みます。

主な事業
○公園の維持・管理 ○屋内遊び場
○安全な交通環境の整備 ○青少年健全育成事業 他

(5) 障がい児・医療的ケア児等への支援

方針 個々の障がいや特性に応じた支援を受けることができるよう、地域の支援体制を整えます。

主な事業
○障がい児等に対する支援 ○障がい福祉サービス
○地域自立支援協議会 ○医療的ケア児支援 他

3 こども・若者の未来を守る

(6) こどもの貧困対策

方針 全てのこどもが夢や希望を持つことができるよう、こどもの貧困対策に取り組みます。

主な事業
○就学援助制度 ○会津若松市奨学資金給与
○子ども未来基金事業 ○生活困窮者自立支援事業 他

(7) こども・若者を犯罪・事故から守る

方針 こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるように取り組みます。

主な事業
○青少年問題協議会 ○少年センター事業
○交通教育専門員事業 ○通学路安全推進事業 他

☆☆☆基本目標2 ライフステージ別の重要事項の推進☆☆☆

妊娠～幼児期

4 妊産婦・こどもの健康を守る

(8) 妊娠・出産・子育て期にかかる相談や健診の充実

方針 安心してこどもを産み・育てられるよう、こどもの生育ステージに応じた切れ目のない支援につなげていきます。

主な事業
○こども家庭センター ○ベビーファースト宣言
○妊産婦健康診査助成 ○乳児家庭全戸訪問事業
○母子健康情報サービスOYACO plus 他



5 多様な教育・保育ニーズの確保

(9) 教育・保育サービスの充実

方針 質の高い教育・保育の提供や潜在的待機児童の解消など、子育てを希望する家庭を支える体制の充実に取り組みます。

主な事業
○子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供
○延長保育 ○一時預かり事業
○子育て短期支援事業 他

学童期・思春期

6 こどもがいきいきと育つ環境づくり

(10) 学校教育、放課後対策の充実

方針 幼保小連携事業による切れ目のない支援、地域の実情に応じた環境整備、こどもクラブの待機児童の解消を図ります。

主な事業
○学校運営協議会 ○こどもクラブ
○地域運動部活動推進事業・地域文化部活動推進事業 他

(11) こどもの居場所づくりの推進

方針 既存施設等の活用促進を図りながら、こどもの居場所づくりをさらに推進していきます。

主な事業
○ユースプレイス自立支援事業 ○地域学校協働本部事業
○県立病院跡地利活用事業 他

(12) いじめ・不登校等への対策

方針 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による相談体制の拡充を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。

主な事業
○スクールカウンセラー等活用事業 ○いじめ防止等のための対策
○適応指導・教育相談事業 他

青年期

7 若者の生活を支える

(13) 就労支援

方針 経済的な不安がなく、地元で生活できるよう、仕事の情報発信や創業支援、企業誘致等、若者の就労支援に努めます。

主な事業
○就職フェア in 会津 ○チャレンジ企業応援補助金(創業枠)
○新たな工業団地の整備 他

(14) 結婚・出産を希望する方や移住・定住への支援

方針 出会いの機会等の創出や移住を促す施策に取り組むとともに、結婚・子育てに対する魅力を伝える手法を研究していきます。

主な事業
○婚活セミナー・婚活イベントの開催 ○結婚新生活支援事業補助金
○不妊治療費等助成金 ○移住支援金 他

(15) 悩みを抱える若者への支援

方針 専門相談員による相談・支援体制の充実を図るとともに、「ひきこもり支援連携会議」の設置等により、家族の抱える問題に対応していきます。

主な事業
○自立相談支援事業 ○就労準備支援事業
○ひきこもり支援連携会議 ○自殺対策の推進 他

☆☆基本目標3 子育て当事者への支援に関する重要事項の推進☆☆

8 子育てを支える

(16) 経済的支援

方針 国の「こども未来戦略」により拡充された「児童手当」や「児童扶養手当」などを支給するとともに、社会情勢を注視しながら養育費や教育費の負担軽減に努めます。

- 主な事業**
- 児童手当
 - 子ども医療費助成事業
 - 保育料等の減免
 - 児童扶養手当
 - ひとり親家庭医療費助成事業
 - 国民健康保険税産前産後軽減制度 他



(17) 共働き・共育で・男女共同参画の推進

方針 ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児休業制度の取得促進や労働時間の短縮等について、企業等への働きかけや、社会全体で共に育てていく「共育で」の推進に取り組んでいきます。

- 主な事業**
- 男女共同参画推進事業者表彰の実施
 - 男女共同参画コーナーの設置・整備
 - 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発 他



(18) 地域における子育て支援

方針 子育てについての相談や情報提供、子育て当事者の心理的・身体的負担を軽減するために必要な支援など、地域の中で安心して子育てができるための様々な支援に取り組んでいきます。

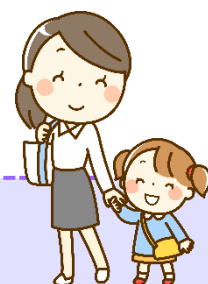
- 主な事業**
- 地域子育て支援センターの充実
 - ヤングケアラーへの支援
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 子育て支援等の情報提供 他



(19) ひとり親家庭への支援

方針 「児童扶養手当」をはじめとした経済的支援や各家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するための相談支援、仕事と子育ての両立を支援するための施策に取り組んでいきます。

- 主な事業**
- 女性福祉相談
 - ひとり親家庭等自立支援給付
 - 母子生活支援
 - 教育・保育施設やこどもクラブの受け入れ確保 他



◇教育・保育の量の見込み

令和5年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえ、目標値（提供量）を設定しました。

幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)

	令和7年度	令和11年度
ニーズ量	445人	363人
1号	268人	219人
2号	177人	144人
提供量	640人	638人

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
 2号：満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
 3号：満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども



保育所等及び認定こども園(保育所機能部分)

	令和7年度	令和11年度
ニーズ量	3,214人	2,872人
2号	1,840人	1,501人
3号	1,374人	1,371人
提供量	3,410人	3,430人
2号	1,916人	1,911人
3号	1,494人	1,519人

◇地域子ども・子育て支援事業

令和5年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえ、目標値（提供量）を設定しました。

事業名	事業概要	項目	令和7年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業	認定こども園や保育所等に「地域子育て支援センター」を開設し、育児相談や園庭開放等を実施するとともに、子育ての孤立感や負担感の解消を図り、子育て家庭を支援します。	ニーズ量	16,428人日 (年間延べ利用者数)	16,355人日 (年間延べ利用者数)
		実施か所数	29か所	29か所
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	ニーズ量	4,500人日 (年間延べ利用者数)	4,500人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	4,500人日 (年間延べ利用者数)	4,500人日 (年間延べ利用者数)
一時預かり事業(幼稚園型)	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点及びその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 ※(幼稚園型).....在園児を対象 (一般型・余裕活用型).....非在園児を対象	ニーズ量	11,081人日 (年間延べ利用者数)	9,092人日 (年間延べ利用者数)
		提供量・実施か所数	11,081人日 (年間延べ利用者数) 18か所	9,092人日 (年間延べ利用者数) 19か所
一時預かり事業(一般型・余裕活用型)		ニーズ量	1,833人日 (年間延べ利用者数)	1,644人日 (年間延べ利用者数)
		提供量・実施か所数	1,833人日 (年間延べ利用者数) 27か所	1,644人日 (年間延べ利用者数) 27か所
延長保育事業	保育の認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施します。	ニーズ量	1,489人	1,325人
		提供量・実施か所数	1,489人 35か所	1,325人 35か所

事業名	事業概要	項目	令和7年度	令和11年度
病児保育事業	病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児・病後児の保育を行います。	ニーズ量	539 人日 (年間延べ利用者数)	473 人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	1,920 人日 (年間延べ利用者数)	1,920 人日 (年間延べ利用者数)
		実施か所数	2 か所	2 か所
こどもクラブ (放課後児童 健全育成事業)	保護者の就労等により放課後等に家庭での保育を受けることの出来ない小学生を対象に「こどもクラブ」を設置し、適切な遊び及び生活の場を提供することで児童の健全育成を図ります。	ニーズ量	2,133 人日 (年間延べ利用者数)	1,824 人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	2,133 人日 (年間延べ利用者数)	2,123 人日 (年間延べ利用者数)
		実施か所数	55 か所	55 か所
子育て世帯 訪問支援事業	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に子育てヘルパーが訪問し、家事・育児等の支援を行います。	ニーズ量	100 人日 (年間延べ利用者数)	100 人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	100 人日 (年間延べ利用者数)	100 人日 (年間延べ利用者数)
妊婦のための支援 給付・妊婦等包括 相談支援事業	妊婦であることの認定後及び妊娠しているこどもの人数の届出を受けた後の給付金の支給と、妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。	ニーズ量	1,300 回	1,300 回
		提供量	1,300 回	1,300 回
乳児等通園支援 事業(こども誰 でも通園制度)	満3歳未満のこどもであって、「子どものための教育・保育給付」を受けていない者を対象に、保育所や認定こども園などの施設で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。	ニーズ量	5,602 人日 (年間延べ利用者数)	5,216 人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	6,336 人日 (年間延べ利用者数)	6,336 人日 (年間延べ利用者数)
産後ケア事業の 提供体制の整備	産後1年未満の母親と乳児を対象として、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行います。	ニーズ量	35 人日 (年間延べ利用者数)	60 人日 (年間延べ利用者数)
		提供量	50 人日 (年間延べ利用者数)	75 人日 (年間延べ利用者数)
		実施か所数	2 か所	3 か所

◇会津若松市子育てガイドブック

子育て世代の皆様が利用しやすいよう、本市や関係機関などが取り組んでいる子ども・子育てに関する各種事業や相談窓口、関連施設の情報などをまとめたものです。こちらをご覧ください。



会津若松市 こども計画(令和7年度～11年度)

会津若松市 健康福祉部 こども家庭課 〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番 46 号

TEL:0242-23-4545 FAX:0242-39-1434

URL:<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>